

No. 20

市町村名	担当部課名	T E L	直通・内線	F A X
東海市	環境経済部 清掃センター	052-601-2053	直 通	052-689-1166
住 所	〒476-0003 東海市荒尾町奥山10-48		担当者氏名	鯉江 有希
U R L	http://www.city.tokai.aichi.jp/	E-mail	seisou@city.tokai.lg.jp	

(1) [補助金額]

(単位：円)

人槽区分	限度額	特定地域	人槽区分	限度額	特定地域
5人槽	166,000	—	11～20人槽	補助しない	—
7人槽	207,000	—	21～30人槽	補助しない	—
10人槽	274,000	—	31～50人槽	補助しない	—
			51人槽以上	補助しない	—

(2) [令和5年度の補助計画基数]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合 計
12	7	1					20

前年度実績基数 (13基)

(3) [補助対象地域]

下水道認可区域以外の地域

(4) [特定地域の有無] 無

(5) [補助対象条件]

- ①浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であつて、平成4年10月30日付衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める浄化槽設置整備事業における国庫補助指針が適用されるものにあつては、同指針に適合するもの
- ②住宅 延床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物

(6) [欠格要件]

- ①浄化槽法第5条第1項の規定に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- ②販売し、又は賃借することを目的として住宅を建築する場合における当該住宅を建築した者
- ③住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの
- ④国及び地方公共団体
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者
- ⑥市税を滞納している者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ・提出期限：工事着工予定日の14日前
- ①設置場所の案内図
- ②設置箇所の配置図及び給排水衛生設備図
- ③法第5条第1項の規定により審査期間に届け出た浄化槽設置届出書の写し又は建築基準法第6条第1項の確認済証の写し
- ④型式適合認定書別添仕様書及び図面
- ⑤浄化槽機能保証制度に基づいて登録された保証登録証
- ⑥登録浄化槽管理票（C票）
- ⑦工事見積書（宅内配管工事又は槽の撤去工事を行う場合にあつては、当該工事に係る費用のわかる見積書）
- ⑧工事請負契約書の写し
- ⑨浄化槽設備士の免状の写し
- ⑩住宅を借りている者にあつては、賃貸人の承諾書
- ⑪補助金の振込先を証する書類
- ⑫暴力団員でないことを誓約する書類
- ⑬市税の完納証明書
- ⑭既設みなし浄化槽からの転換を行う者にあつては、浄化槽法定検査結果、保守点検記録表又は清掃実施記録の写し
- ⑮くみ取り便槽からの転換を行う者にあつては、清掃実績記録の写し
- ⑯槽の撤去工事に係る申請者にあつては、当該みなし浄化槽又は当該くみ取り便槽の設置状況の写真
- ⑰前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(8) 【 実績報告書に添付する書類及び提出期限 】

- ・提出期限：浄化槽設置完了の日から起算して30日を経過した日又は令和6年の2月29日のいずれか早い日
- ①設置工事中の写真（地表面のコンクリート打設完了までの写真）
- ②浄化槽法第10条の規定に基づく浄化槽の保守点検及び清掃に係る業務委託契約書の写し（設置者が自ら行うことができることを証明する書類）
- ③浄化槽法第7条及び第11条の規定に基づく浄化槽の法定検査契約書の写し及び依頼書
- ④浄化槽設備士が確認したチェックリスト
- ⑤工事費の支払に係る領収証の写し
- ⑥浄化槽使用開始報告書又は浄化槽工事完了報告書の写し
- ⑦みなし浄化槽からの転換を行う者にとっては、浄化槽使用廃止届出書の写し
- ⑧前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(9) 【 その他 】

- ①既設みなし浄化槽の撤去に6万円までの補助を行っている
- ②既設くみ取り便槽の撤去に4万5千円までの補助を行っている
- ③既設みなし浄化槽の有効利用（雨水貯留槽など）に7万5千円（転用費用の1/2）までの補助を行っている
- ④みなし浄化槽又はくみ取り便槽からの転換に要する宅内配管工事費用を15万円まで補助を行っている

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください